

# 目 次

令和8年3月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第3号	専決処分の承認を求めることについて
2	議案第4号	箱根町職員の旅費に関する条例の制定について
3	議案第5号	箱根町職員の給与に関する条例及び箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第6号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第7号	箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第8号	箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第9号	箱根町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第10号	箱根町立宮城野保育園条例等の一部を改正する条例の制定について
9	議案第11号	箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
10	議案第12号	箱根町景観条例の一部を改正する条例の制定について
11	議案第13号	箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
12	議案第14号	箱根町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
13	議案第15号	令和7年度箱根町一般会計補正予算（第6号）
14	議案第16号	令和7年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
15	議案第17号	令和7年度箱根町介護保険特別会計補正予算（第2号）
16	議案第18号	令和7年度箱根町温泉特別会計補正予算（第1号）
17	議案第19号	令和7年度箱根町公共下水道事業会計補正予算（第3号）

NO	議案番号	件名
18	議案第20号	令和8年度箱根町一般会計予算
19	議案第21号	令和8年度箱根町国民健康保険特別会計予算
20	議案第22号	令和8年度箱根町後期高齢者医療特別会計予算
21	議案第23号	令和8年度箱根町介護保険特別会計予算
22	議案第24号	令和8年度箱根町温泉財産区特別会計予算
23	議案第25号	令和8年度箱根町宮城野財産区特別会計予算
24	議案第26号	令和8年度箱根町仙石原財産区特別会計予算
25	議案第27号	令和8年度箱根町蛸川財産区特別会計予算
26	議案第28号	令和8年度箱根町温泉特別会計予算
27	議案第29号	令和8年度箱根町育英奨学金特別会計予算
28	議案第30号	令和8年度箱根町水道事業会計予算
29	議案第31号	令和8年度箱根町公共下水道事業会計予算
30	議案第32号	工事請負契約の一部変更について
31	議案第33号	工事請負契約の一部変更について

## 議案第 3 号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度箱根町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

### 令和 7 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）について

別紙、令和 7 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）のとおり

令和 8 年 2 月 18 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

### （提案理由）

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査関連経費について、規定予算を補正する必要性が生じたため、令和 7 年度箱根町一般会計補正予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。



## 専 決 処 分 書

令和 7 年度箱根町一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 1 月 23 日

箱根町長 勝 俣 浩 行



## 令和 7 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）

令和 7 年度箱根町の一般会計補正予算（専決第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,646 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,777,233 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
50 県支出金		526,188	12,646	538,834
	15 県委託金	59,851	12,646	72,497
歳 入	合 計	15,764,587	12,646	15,777,233

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		5,236,280	12,646	5,248,926
	20 選挙費	46,967	12,646	59,613
歳 出	合 計	15,764,587	12,646	15,777,233

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
50 県支出金	526,188	12,646	538,834
歳入合計	15,764,587	12,646	15,777,233

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 総務費	5,236,280	12,646	5,248,926	12,646	0	0	0
歳出合計	15,764,587	12,646	15,777,233	12,646	0	0	0

## 2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
50	県支出金	526,188	12,646	538,834
	15 県委託金	59,851	12,646	72,497
	10 総務費県委託金	52,738	12,646	65,384

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
20 選挙費県委託金	12,646	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官 国民審査県委託金 12,646

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
10	総務費	5,236,280	12,646	5,248,926	12,646			
	20	選挙費	46,967	12,646	59,613	12,646		
	15	衆議院議員 総選挙及び 最高裁判所 裁判官国民 審査費	0	12,646	12,646	12,646		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	1,774	○報酬 1,774 01 非常勤特別職報酬 1,774
3 職員手当等	5,042	○職員給与費 5,042 03 一般職給与費 5,042
7 報償費	94	○経常経費 5,830 07 ポスター掲示板設置場所提供者報償費 68
8 旅費	101	07 明推協委員選挙啓発時出席者報償費 26 08 費用弁償 101
10 需用費	1,224	10 消耗品費 503 10 燃料費 31
11 役務費	1,175	10 食糧費 690 11 通信運搬費 622
12 委託料	2,755	11 新聞折込手数料 12 11 選挙公報配布手数料 205
13 使用料及び 賃借料	481	11 廃棄物処理手数料 6 11 コンピューターソフト更新手数料 330 12 事務用機器保守管理委託料 559 12 物品等作成業務委託料 494 12 ポスター掲示板製作設置委託料 1,702 13 自動車借上料 158 13 事務機器借上料 133 13 会場借上料 14 13 コンピューター借上料 143 13 システム使用料 33

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3	-	25,980	12,660 (4.65)	1,050	7,783	47,473	4,535	52,008	
	議 員	12	49,200	-	22,267 (4.65)	-	-	71,467	13,106	84,573	
	その他の 特別職	877	48,497	-	-	-	-	48,497	9,352	57,849	
	計	892	97,697	25,980	34,927	-	7,783	167,437	26,993	194,430	
補正前	長 等	3	-	25,980	12,660 (4.65)	1,050	7,783	47,473	4,535	52,008	
	議 員	12	49,200	-	22,267 (4.65)	-	-	71,467	13,106	84,573	
	その他の 特別職	791	46,723	-	-	-	-	46,723	9,352	56,075	
	計	806	95,923	25,980	34,927	1,050	7,783	165,663	26,993	192,656	
比 較	長 等	0	-	0	0 (0)	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	-	0 (0)	-	-	0	0	0	
	その他の 特別職	86	1,774	-	-	-	-	1,774	0	1,774	
	計	86	1,774	0	0	0	0	1,774	0	1,774	

## 2. 一 般 職

### (1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	486	236,062	1,407,816	1,257,397	2,901,275	523,334	3,424,609	
補正前	486	236,062	1,407,816	1,252,355	2,896,233	523,334	3,419,567	
比 較	0	0	0	5,042	5,042	0	5,042	

職員 手当等 の内訳	区 分	扶 養	地 域	通 勤	期 末	勤 勉	管 理 職	特 殊 勤 務
		手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	補正後	30,449	59,298	52,508	367,456	307,888	42,770	1,892
補正前	30,449	59,298	52,508	367,456	307,888	42,770	1,892	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	

職員 手当等 の内訳	区 分	宿 日 直	時 間 外 勤 務	住 居	管 理 職 員	児 童	退 職
		手 当	手 当	手 当	特 別 勤 務	手 当	手 当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	補正後	1,476	124,410	34,933	2,583	22,390	209,344
補正前	1,476	119,368	34,933	2,583	22,390	209,344	
比 較	0	5,042	0	0	0	0	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当等	5,042	選挙実施に伴うもの	5,042	時間外勤務手当 5,042千円	投開票従事者 3,340千円 時間外勤務手当 1,702千円

3. 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	142	236,062	—	79,343	315,405	40,130	355,535	
補正前	142	236,062	—	79,343	315,405	40,130	355,535	
比 較	0	0	—	0	0	0	0	

※本表の数値は、2-(1)総括の内数です。



議案第 4 号

箱根町職員の旅費に関する条例の制定について

箱根町職員の旅費に関する条例の制定について別紙のように定める。

令和 8 年 2 月 18 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号)の一部改正を踏まえ、職員に支給する旅費について見直しを行うことから、当該条例を全部改正するため、本条例案を提出するものである。



## 箱根町職員の旅費に関する条例

箱根町職員の旅費に関する条例（昭和40年箱根町条例第31号）の全部を改正する。

### （目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、公務のため旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、町費の適正な支出を図ることを目的とする。

### （用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 町長、副町長及び教育長（以下「町長等」という。）並びに町長、町議会及び地方自治法第180条の5に掲げる各執行機関の事務部局の常勤の職員をいう。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (3) 遺族 職員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (4) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第6項において同じ。）を締結したものをいう。

### （旅費の支給）

第3条 職員が出張した場合は、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他町長が規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で、町長が規則で定めるものを旅費として支給することができる。

5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他町長が規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で町長が規則で定める金額を旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令）

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に相当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項

の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又は、その変更をするには、旅行命令簿（当該旅行命令簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下本条において同じ。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合には、口答により旅行命令を発しまたこれを変更することができる。この場合においては、できるだけすみやかに旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿の記載事項又は記録事項及び様式は、町長が規則で定める。

（旅行命令に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 その他の交通費は、陸路（鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第

76号) 第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を除く。) 旅行について、実費額により支給する。

6 宿泊費は、第13条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。

7 包括宿泊費は、第14条に規定する合計額により支給する。

8 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 前6項(第5項にあっては、第12条第1項第1号及び第2項に掲げる運賃に係るものを除く。)の規定は、箱根町区域内における旅行には、適用しない。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種類及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとする者並びに旅費に相当する金額を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受

けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

- 5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類及び記載事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、町長が規則で定める。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、町長等が移動する場合は、最下級以外の運賃の額とすることができる。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、町長等が移動する場合は、最下級以外の運賃の額とすることができる。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 搭乗に要する運賃

(2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、町長等が移動する場合は、最下級以外の運賃の額とすることができる。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動のうち規則で定めるものに要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、職員が旅行命令権者の命令を受けて自家用自動車を使用して旅行する場合の車賃の額は、1キロメートルの旅行の車賃の額として町長が規則で定める額に当該自家用自動車を使用した旅行における自家用自動車の走行距離（キロメートルで表した走行距離をいう。）を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜当たり16,000円（次条において「宿泊費基準額」という。）の範囲内の実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として町長が規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して1夜当たり2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、第13条の規定により支給される宿泊費又は前条の規定により支給される包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1夜当たり1,600円

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 1夜当たり800円

（外国旅行の旅費）

第16条 職員が公務のため外国に旅行する場合における旅費の種類及び額は、第6条及び第9条から前条までの規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例により、その都度、旅行命令権者が町長と協議して定める。

（退職者等の旅費）

第17条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日

から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第18条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じて町長が規則で定めるものとする。

(随行職員の旅費)

第19条 職員が、町長等並びに地方自治法第203条及び同法第203条の2に規定する職務にあるものに随行する場合は、同額の旅費を支給することができる。

(旅費の支給額の上限)

第20条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種類について第13条及び第14条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第21条 旅行命令権者は、旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、町長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第22条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規

定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第23条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の箱根町職員の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第23条の規定は、改正後の条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

5 箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年箱根町

条例第17号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「昭和40年条例第31号」を「令和8年箱根町条例第 号」に改める。

(箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 6 箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年箱根町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「昭和40年箱根町条例第31号」を「令和8年箱根町条例第 号」に改める。

第20条第2項後段を削る。

(箱根町消防団の設置等に関する条例の一部改正)

- 7 箱根町消防団の設置等に関する条例(昭和41年箱根町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「昭和40年箱根町条例第31号」を「令和8年箱根町条例第号」に改め、同条第2項中「、副団長については7級相当職、分団長については6級相当職、副分団長及び部長については4級相当職、班長については3級相当職、その他の団員については1級相当職」を削る。

議案第 5 号

箱根町職員の給与に関する条例及び箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の給与に関する条例及び箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 2 月 18 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

令和 7 年の人事院勧告に基づく職員の給与改定等を行うため、本条例案を提出するものである。



箱根町職員の給与に関する条例及び箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(箱根町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 箱根町職員の給与に関する条例（昭和32年箱根町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の4」を「100分の8」に改める。

第7条の4第3項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号イからワまでを削り、同条第4項第1号中「次項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び特別料金等相当額」を「、特別料金相当額」に、「合計額)の」を「合計額)及び前項第1号に定める額の」に、「前2項」を「第3項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、

同項第 2 号中「100 分の 52.5」を「100 分の 51.25」に改める。

第 18 条第 2 項ただし書を削る。

(箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年箱根町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項第 2 号中「次に掲げる区分に応じた」を「3,320 円を超えない範囲内で同号で規定する自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める」に改め、同号アからスまでを削り、同条第 3 項中「第 7 条の 4 第 5 項から第 8 項まで」を「第 7 条の 4 第 7 項から第 10 項まで」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 2 月 18 日 提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

一般職の期末勤勉手当の支給割合の平準化に伴い、特別職についても同様の措置を講ずる必要があるので、本条例案を提出するものである。



## 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年箱根町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第 7 号

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条  
例を別紙のように定める。

令和 8 年 2 月 18 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

特別職の職員の期末手当について支給割合を平準化することに伴い、議会議  
員の期末手当についても同様の措置を講じる必要があるので、本条例案を提出  
するものである。



箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年箱根町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第 8 号

箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 2 月 18 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

子を養育する職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進していくために、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく部分休業期間の補完を目的とした子育て部分休暇を新設することに伴い、本条例案を提出するものである。



箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び箱根町職員  
の給与に関する条例の一部を改正する条例

(箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年箱根町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第15条の2の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第15条の3 子育て部分休暇は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けすることができる職員（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）を除き、満9歳に達する日の属する年度の3月31日までの間（規則で定める場合にあっては、満12歳に達する日の属する年度の3月31日までの間）にある子を養育する職員の申出に基づき、任命権者が、規則の定めるところにより、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 前項の子育て部分休暇の承認の請求をしようとする職員は、規則で定める1年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれかの範囲で当該期間における子育て部分休暇の承認の請求をするか任命権者に申し出るものとする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき規則で定める時間を超えない範囲内

3 前項の規定による申出をした職員は、規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第1項の規定による子育て部分休暇の承認の請求をすることができる。

5 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇の承認を受けている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しく

は当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

- 6 任命権者は、子育て部分休暇の承認を受けている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったときは、当該子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

第 16 条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

（箱根町職員の給与に関する条例の一部改正）

第 2 条 箱根町職員の給与に関する条例（昭和 32 年箱根町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「及び勤務時間条例第 15 条の 2 の規定による介護時間」を「、勤務時間条例第 15 条の 2 の規定による介護時間及び勤務時間条例第 15 条の 3 の規定による子育て部分休暇」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 号

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 2 月 18 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので本条例案を提出するものである。



## 箱根町介護保険条例の一部を改正する条例

箱根町介護保険条例（平成 12 年箱根町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 条を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第 8 条 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第 294 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 5 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア及び第 13 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

2 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 5 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア及び第 13 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第

6号ア中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

- 第9条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第 294 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- (2) 地方税法第 295 条第 1 項第 2 号に掲げる者に該当し、かつ、令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
  - ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満であり、かつ、135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額以下である場合
  - イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満であり、かつ、135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が 10 万円以下である場合
  - ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 161 万 9,000 円以上 190 万円未満であり、かつ、135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65 万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法別表第 5（以下「別表第 5」という。）の給与等の金額として、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第 295 条第 1 項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
  - ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満であり、かつ、地方税法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額以下である場合

- イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満であり、かつ、地方税法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が 10 万円以下である場合
- ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 161 万 9,000 円以上 190 万円未満であり、かつ、地方税法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65 万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第 5 の給与等の金額として、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- 2 第 1 号被保険者の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 5 条第 1 項の規定の適用については、当該第 1 号被保険者が前項第 1 号に掲げる者に該当し、かつ、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第 1 号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

箱根町立宮城野保育園条例等の一部を改正する条例の制定について

箱根町立宮城野保育園条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 2 月 18 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部が改正されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。



## 箱根町立宮城野保育園条例等の一部を改正する条例

(箱根町立宮城野保育園条例の一部改正)

第1条 箱根町立宮城野保育園条例(昭和32年箱根町条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条中「国家戦略特別区域法」を「神奈川県に於ける児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法」に改める。

(箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年箱根町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年箱根町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「国家戦略特別区域法」を「神奈川県に於ける児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法」に改める。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 4 条 箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年箱根町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「国家戦略特別区域法」を「神奈川県に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 2 月 18 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 47 号)により、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令(令和 8 年政令第 2 号)が令和 8 年 1 月 15 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。



## 箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例

箱根町国民健康保険条例（昭和 34 年箱根町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 条の 2」を「第 7 条」に改める。

第 7 条の 2 を削る。

第 9 条の 2 を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 9 条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 9 条の 3 第 1 号イ中「、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）」を「及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」に改め、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第 2 号中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、

介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第 13 条の 6 中「66 万円」を「67 万円」に改める。

第 13 条の 6 の 6 第 1 項第 3 号中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第 13 条の 7 第 1 号中「次号において同じ。）」の次に「の額」を加える。

第 13 条の 12 の次に次の 5 条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第 13 条の 13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第 17 条の 4、第 17 条の 7、第 17 条の 8 及び第 17 条の 10 の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 21 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第 17 条の 10 に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第 72 条の 3 第 1 項、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除

く。)の額

(3) 当該年度における第 21 条第 1 項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第 13 条の 14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 3 号に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第 13 条の 15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第 13 条の 16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第 13 条の 13 第 1 号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第 3 号に掲げる額の見込額の合算額から同条第 1 号イに係る同条第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の 100 分の 55 に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 4 号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 10 の 2 に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の 100 分の 25 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18 歳以上被保険者均等割 第 13 条の 13 第 1 号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第 3 号に掲げる額の見込額の合算額から同条第 1 号イ

に係る同条第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における 18 歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の 100 分の 20 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に 4 分の 3 を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第 4 位未満の端数又は 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 町長は、第 1 項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第 13 条の 17 第 13 条の 14 の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3 万円を超えることができない。

第 16 条を次のように改める。

(賦課期日後において納付義務が発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第 16 条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第 10 条、第 13 条の 6 の 3 若しくは第 13 条の 14 の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当すること

により被保険者数が減少した場合を除く。)又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第13条の8の額又は第17条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第17条の7第1項(同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、同条第2項(同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第17条の8第1項各号若しくは第2項各号(これらの規定を同条第4項から第6項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第17条の10第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条、第13条の6の3、第13条の8若しくは第13条の14の額又は第17条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第17条の7第1項に定める額、同条第2項に定める額、第17条の8第1項各号に定める額、同条第2項各号に定める額若しくは第17条の10第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

第17条の4第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「、所得税法」の次に「(昭和40年法律第33号)」を、「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども

も・子育て支援納付金賦課額は、第13条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子

育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

(3) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額)に 57 万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

6 第 13 条の 16 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額(前項に規定する第 1 号の 1 人当たり軽減額、第 2 号の 1 人当たり軽減額及び第 3 号の 1 人当たり軽減額)の決定について準用する。この場合において、第 13 条の 16 第 2 項及び第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」

(「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」と読み替えるものとする。

第17条の5中「及び前条第1項」を「、第13条の6の4、第13条の9及び第13条の15並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第5項」に改める。

第17条の7第4項中「及び第2項」を削り、「第13条の6の6」との次に「、第2項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条の4第1項各号」とあるのは「第17条の4第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第13条」とあるのは「第13条の6の6」とを加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項から第3項までの規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第13条の16」と、第2項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第17条の4第1項各号」とあるのは「第17条の4第5項各号」と、「第13条」とあるのは「第13条の14」と、第3項中「第13条第2項及び第3項」とあるのは「第13条の16第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

第17条の8第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第2項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第4項中「及び第2項」を削り、「66万円」を「67万円」に改め、「26万円」との次に「、第2項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、「第17条の4第1項各号」とあるのは「第17条の4第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同条第5項中「66万円」を「67万円」に、「、第3項」を「、「第17条の4第1項各号」とあるのは「第17条の4第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第17条の4第1項各号」とあるのは「第17条の4第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項から第3項までの規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額

について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び 18 歳以上被保険者均等割」と、「第 10 条」とあるのは「第 13 条の 14」と、「67 万円」とあるのは「3 万円」と、第 2 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び 18 歳以上被保険者均等割」と、「第 10 条」とあるのは「第 13 条の 14」と、「67 万円」とあるのは「3 万円」と、「第 17 条の 4 第 1 項各号」とあるのは「第 17 条の 4 第 5 項各号」と、第 3 項中「第 13 条」とあるのは「第 13 条の 16」と読み替えるものとする。

第 17 条の 9 の次に次の 1 条を加える。

(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第 17 条の 10 当該年度において、その世帯に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「18 歳未満被保険者」という。)がある場合における当該 18 歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第 13 条の 16 の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第 17 条の 4 第 5 項、第 17 条の 7 第 5 項の規定により読み替えられた同条第 1 項若しくは第 2 項又は第 17 条の 8 第 6 項の規定により読み替えられた同条第 1 項若しくは同条第 6 項の規定により読み替えられた同条第 2 項に規定する基準に従い当該 18 歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第 13 条の 16 第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第 13 条の 16 第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第9条の2、第13条の6、第13条の13から第13条の17まで、第16条、第17条の4、第17条の5、第17条の7、第17条の8及び第17条の10の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 12 号

箱根町景観条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町景観条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 2 月 18 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

景観行政に係る一連の手続きを有効かつ確実にいき、より一層の町の良好な景観形成を図ることを目的に、景観法に基づく届出の前に実施していた事前相談及び事前協議の手続きを明文化し、また建築物又は工作物の増築に係る届出対象行為と規模等の基準について明確にするほか、所要の改正を行うため、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。



## 箱根町景観条例の一部を改正する条例

箱根町景観条例（平成 21 年箱根町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 12 条」を「第 11 条の 2」に改める。

第 2 条中「富士火山帯に属する箱根火山によって複雑に」を「今から約 40 万年前に始まった火山活動が何度も噴火を繰り返し、長い年月をかけて」に改める。

第 2 章第 2 節中第 12 条の前に次の 2 条を加える。

（事前相談）

第 11 条の 2 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ町長に相談するものとする。

（事前協議）

第 11 条の 3 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出を行おうとする者は、前条の規定による事前相談を行った後に、規則で定めるところにより、町長と協議しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第 12 条関係）

### 【届出対象区域】

届出対象区域	国立公園の区域以外の区域並びに国立公園の区域内の第 2 種特別地域(D 区域に限る。)及び普通地域
--------	---

### 【届出対象行為と規模等の基準】

区分	届出対象行為と規模等の基準
建築物	① 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該建築物の高さ（増築にあつては、増築後の高さ）が 13m 又は 1 棟の建築物の延べ面積（増築にあつては、増築後の 1 棟の建築物の延べ面積）が 1,000m <sup>2</sup> を超えるもの
	② 高さ 13m 又は 1 棟の建築物の延べ面積が 1,000m <sup>2</sup> を超える建築物の外観を変更することとなる修繕等であつて、当該建築物の修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の 2 分の 1 を超えるもの

<p>工作物</p>	<p>次に掲げる工作物の新築、増築、改築若しくは移転(増築にあつては、増築後が次に掲げる工作物に該当する場合を対象とする。)又は外観を変更することとなる修繕等であつて、当該工作物の修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の2分の1を超えるもの</p> <p>① 門、塀、柵、垣(生垣を除く。)その他これらに類するもので、高さが3mを超えかつ長さが30mを超えるもの</p> <p>② 擁壁その他これらに類するもので、高さが3mを超えるもの</p> <p>③ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、高さが15mを超えるもの</p> <p>④ 街路灯、照明灯その他これらに類するもので、高さが5mを超えるもの</p> <p>⑤ 橋梁、高架鉄道、高架道路その他これらに類するもので、長さ20mを超えるもの</p> <p>⑥ その他工作物で、高さが15mを超えるもの又は築造面積が1,000m<sup>2</sup>を超えるもの</p>
------------	---

(注)

- イ 修繕等：建築物又は工作物の修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。
- ロ 建築物の高さ算定の地盤面：建築物が周囲の地盤と接する最も低い位置における水平面という。
- ハ 見付面積：建築物の外壁若しくは屋根又は工作物の外装の一つの面における鉛直投影面積をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定  
について

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 2 月 18 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和 8 年政令第 10 号)が令和 8 年 2 月 6 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。



## 箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年箱根町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

### 附則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた箱根町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。



議案第 14 号

箱根町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 2 月 18 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 101 号）が令和 7 年 11 月 12 日に公布され、令和 8 年 3 月 31 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。



## 箱根町火災予防条例の一部を改正する条例

箱根町火災予防条例（昭和 37 年箱根町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 7 条の 3 とする。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 7 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
  - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条（第 1 項第 1 号、第 10 号から第 14 号まで、第 17 号から第 18 号の 3 まで、第 2 項第 6 号及び第 3 項並びに第 4 項を除く。）及び第 5 条第 1 項の規定を準用する。

第 29 条の 7 第 1 項第 1 号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第 44 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(6)の 2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第 44 条第 7 号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。

議案第15号

令和7年度箱根町一般会計補正予算（第6号）

令和7年度箱根町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,324千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,818,557千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和8年2月18日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
40 使用料及び手数料		455,675	2,329	458,004
	5 使用料	262,338	2,329	264,667
45 国庫支出金		1,003,712	△78,894	924,818
	5 国庫負担金	248,604	7,604	256,208
	10 国庫補助金	751,444	△86,498	664,946
50 県支出金		538,834	△623	538,211
	10 県補助金	319,667	△623	319,044
55 財産収入		39,492	2,064	41,556
	5 財産運用収入	21,038	2,064	23,102
60 寄付金		3,314,550	100,000	3,414,550
	5 寄付金	3,314,550	100,000	3,414,550
65 繰入金		1,342,378	13,477	1,355,855
	5 基金繰入金	1,327,378	13,477	1,340,855
75 諸収入		170,311	2,971	173,282
	25 雑入	96,470	2,971	99,441
歳 入 合 計		15,777,233	41,324	15,818,557

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		5,248,926	29,356	5,278,282
	5 総務管理費	4,914,113	29,356	4,943,469
15 民生費		1,953,225	2,761	1,955,986
	5 社会福祉費	1,205,878	2,761	1,208,639
20 衛生費		3,267,279	8,044	3,275,323
	10 清掃費	2,815,395	8,044	2,823,439
40 消防費		1,236,948	1,163	1,238,111
	5 消防費	1,236,948	1,163	1,238,111
歳 出 合 計		15,777,233	41,324	15,818,557

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
20 衛生費	10 清掃費	清掃第2プラント 施設維持管理事業	23,650 千円
40 消防費	05 消防費	消防車両整備事業	28,421 千円
合 計			52,071 千円



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
40 使用料及び手数料	455,675	2,329	458,004
45 国庫支出金	1,003,712	△78,894	924,818
50 県支出金	538,834	△623	538,211
55 財産収入	39,492	2,064	41,556
60 寄付金	3,314,550	100,000	3,414,550
65 繰入金	1,342,378	13,477	1,355,855
75 諸収入	170,311	2,971	173,282
歳入合計	15,777,233	41,324	15,818,557

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 総務費	5,248,926	29,356	5,278,282	△90,065	0	102,064	17,357
15 民生費	1,953,225	2,761	1,955,986	10,548	0	0	△7,787
20 衛生費	3,267,279	8,044	3,275,323	0	0	0	8,044
40 消防費	1,236,948	1,163	1,238,111	0	0	0	1,163
歳出合計	15,777,233	41,324	15,818,557	△79,517	0	102,064	18,777

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
40	使用料及び手数料	455,675	2,329	458,004
	5 使用料	262,338	2,329	264,667
	10 総務使用料	15,268	2,329	17,597

45	国庫支出金	1,003,712	△78,894	924,818
	5 国庫負担金	248,604	7,604	256,208
	15 民生費国庫負担金	245,667	7,604	253,271
	10 国庫補助金	751,444	△86,498	664,946
	10 総務費国庫補助金	186,594	△90,045	96,549
	20 衛生費国庫補助金	254,524	603	255,127
	73 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	70,917	2,944	73,861

50	県支出金	538,834	△623	538,211
	10 県補助金	319,667	△623	319,044
	6 総務費県補助金	39,626	△623	39,003

55	財産収入	39,492	2,064	41,556
	5 財産運用収入	21,038	2,064	23,102
	10 利子及び配当金	143	2,064	2,207

60	寄付金	3,314,550	100,000	3,414,550
	5 寄付金	3,314,550	100,000	3,414,550
	35 ふるさと納税寄付金	3,300,000	100,000	3,400,000

65	繰入金	1,342,378	13,477	1,355,855
	5 基金繰入金	1,327,378	13,477	1,340,855

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 総務管理使用料	2,329	行政財産使用料追加 2,329

6 社会福祉費国庫負担金過年度分	7,604	障がい者自立支援給付費等国庫負担金過年度分 7,604
5 総務管理費国庫補助金	△90,045	住宅・建築防災力国庫補助金更正減 △90,045
5 保健衛生費国庫補助金	603	感染症予防事業費等国庫補助金追加 603
5 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	2,944	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金追加 2,944

5 総務管理費県補助金	△623	要緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援事業費県補助金更正減 △623

5 基金利子	2,064	財政調整基金利子 2,064

5 ふるさと納税寄付金	100,000	一般寄付金追加 100,000


## 65 繰入金 5 基金繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	5 財政調整基金繰入金	1,318,826	13,477	1,332,303

75	諸収入	170,311	2,971	173,282
	25 雑入	96,470	2,971	99,441
	10 雑入	96,348	2,971	99,319

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 財政調整基金繰入金	13,477	財政調整基金繰入金追加 13,477

35 消防費雑入	2,971	消防広域応援交付金 2,971

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
10	総務費	5,248,926	29,356	5,278,282	△90,065		102,064	17,357
5	総務管理費	4,914,113	29,356	4,943,469	△90,065		102,064	17,357
	15 電子計算管理費	300,263	0	300,263	603			△603
	35 企画費	1,653,506	46,720	1,700,226			46,720	
	45 防災対策費	155,772	△90,669	65,103	△90,668			△1
	70 諸費	17,002	17,961	34,963				17,961
	75 財政調整基金費	1,526,501	55,344	1,581,845			55,344	

15	民生費	1,953,225	2,761	1,955,986	10,548			△7,787
	5 社会福祉費	1,205,878	2,761	1,208,639	10,548			△7,787
	5 社会福祉総務費	314,725	1,000	315,725				1,000
	10 心身障がい者福祉費	349,857	1,340	351,197	7,604			△6,264
	30 老人福祉費	298,061	421	298,482	2,944			△2,523

20	衛生費	3,267,279	8,044	3,275,323				8,044
	10 清掃費	2,815,395	8,044	2,823,439				8,044
	10 ごみ処理費	1,599,276	8,044	1,607,320				8,044

40	消防費	1,236,948	1,163	1,238,111				1,163
	5 消防費	1,236,948	1,163	1,238,111				1,163
	10 非常備消防費	67,536	1,163	68,699				1,163

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		財源振替 ○電子計算処理推進事業	財源内訳更正
12 委託料	2,407	○ふるさと納税促進事業追加 12 委託料追加	46,720 2,407
13 使用料及び 賃借料	44,313	13 使用料及び賃借料追加	44,313
18 負担金補助 及び交付金	△90,669	○要緊急安全確認大規模建築物耐震化補助事業更正減 18 補助金更正減	△90,669 △90,669
22 償還金利子 及び割引料	17,961	○経常経費追加 22 過年度過誤納還付金追加	17,961 17,961
24 積立金	55,344	○経常経費追加 24 財政調整基金積立金追加	55,344 55,344

27 繰出金	1,000	○国民健康保険特別会計繰出金追加 27 繰出金追加	1,000 1,000
19 扶助費	1,340	○心身障がい者福祉経常経費追加 19 身体障がい児者補装具給付費扶助費追加	1,340 1,340
27 繰出金	421	○介護保険特別会計繰出金追加 27 繰出金追加	421 421
		財源振替 ○物価高対策高齢者買物支援事業	財源内訳更正

12 委託料	8,044	○経常経費追加 12 湯河原町真鶴町衛生組合事務委託料追加	8,044 8,044

1 報酬	1,163	○報酬追加 01 消防団員出動報酬追加	1,163 1,163

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3	-	25,980	12,660 (4.65)	1,050	7,783	47,473	4,535	52,008	
	議 員	12	49,200	-	22,267 (4.65)	-	-	71,467	13,106	84,573	
	その他の 特別職	877	49,660	-	-	-	-	49,660	9,352	59,012	
	計	892	98,860	25,980	34,927	-	7,783	168,600	26,993	195,593	
補正前	長 等	3	-	25,980	12,660 (4.65)	1,050	7,783	47,473	4,535	52,008	
	議 員	12	49,200	-	22,267 (4.65)	-	-	71,467	13,106	84,573	
	その他の 特別職	877	48,497	-	-	-	-	48,497	9,352	57,849	
	計	892	97,697	25,980	34,927	1,050	7,783	167,437	26,993	194,430	
比 較	長 等	0	-	0	0 (0)	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	-	0 (0)	-	-	0	0	0	
	その他の 特別職	0	1,163	-	-	-	-	1,163	0	1,163	
	計	0	1,163	0	0	0	0	1,163	0	1,163	

## 2. 一 般 職

### (1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	486	237,225	1,407,816	1,257,397	2,902,438	523,334	3,425,772	
補正前	486	236,062	1,407,816	1,257,397	2,901,275	523,334	3,424,609	
比 較	0	1,163	0	0	1,163	0	1,163	

職員 手当等 の内訳	区 分	扶 養	地 域	通 勤	期 末	勤 勉	管 理 職	特 殊 勤 務
		手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	補正後	30,449	59,298	52,508	367,456	307,888	42,770	1,892
補正前	30,449	59,298	52,508	367,456	307,888	42,770	1,892	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	

職員 手当等 の内訳	区 分	宿 日 直	時 間 外 勤 務	住 居	管 理 職 員	児 童	退 職
		手 当	手 当	手 当	特 別 勤 務	手 当	手 当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	補正後	1,476	124,410	34,933	2,583	22,390	209,344
補正前	1,476	124,410	34,933	2,583	22,390	209,344	
比 較	0	0	0	0	0	0	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)		説 明	備 考
-	-	-	-	-	-

3. 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	142	236,062	-	79,343	315,405	40,130	355,535	
補正前	142	236,062	-	79,343	315,405	40,130	355,535	
比 較	0	0	-	0	0	0	0	

※本表の数値は、2-(1)総括の内数です。



議案第 16 号

令和 7 年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度箱根町の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 40,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,227,654 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 18 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
25 県支出金		789,970	38,445	828,415
	5 県補助金	789,970	38,445	828,415
35 繰入金		162,833	1,000	163,833
	5 他会計繰入金	139,833	1,000	140,833
40 繰越金		13,863	555	14,418
	5 繰越金	13,863	555	14,418
歳 入	合 計	1,187,654	40,000	1,227,654

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 保険給付費		765,023	39,945	804,968
	5 療養諸費	640,853	38,445	679,298
	15 出産育児諸費	2,001	1,500	3,501
35 諸支出金		2,515	55	2,570
	5 償還金及び還付加算金	2,515	55	2,570
歳 出 合 計		1,187,654	40,000	1,227,654

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
25 県支出金	789,970	38,445	828,415
35 繰入金	162,833	1,000	163,833
40 繰越金	13,863	555	14,418
歳入合計	1,187,654	40,000	1,227,654

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
10 保険給付費	765,023	39,945	804,968	38,445	0	1,000	500
35 諸支出金	2,515	55	2,570	0	0	0	55
歳出合計	1,187,654	40,000	1,227,654	38,445	0	1,000	555

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
25	県支出金	789,970	38,445	828,415
	5 県補助金	789,970	38,445	828,415
	15 保険給付費等交付金	789,970	38,445	828,415

35	繰入金	162,833	1,000	163,833
	5 他会計繰入金	139,833	1,000	140,833
	5 一般会計繰入金	139,833	1,000	140,833

40	繰越金	13,863	555	14,418
	5 繰越金	13,863	555	14,418
	10 前年度繰越金	13,863	555	14,418

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
5 保険給付費等交付金	38,445	普通交付金追加	38,445

15 出産育児一時金等繰入金	1,000	出産育児一時金等繰入金追加	1,000

5 前年度繰越金	555	前年度繰越金追加	555

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
10	保険給付費	765,023	39,945	804,968	38,445		1,000	500
5	療養諸費	640,853	38,445	679,298	38,445			
	5 療養給付費	634,174	38,445	672,619	38,445			
15	出産育児諸費	2,001	1,500	3,501			1,000	500
	5 出産育児一時金	2,000	1,500	3,500			1,000	500

35	諸支出金	2,515	55	2,570				55
	5 償還金及び還付加算金	2,515	55	2,570				55
	15 償還金	0	55	55				55

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
18 負担金補助 及び交付金	38,445	○療養給付費追加 18 一般医療給付費追加 38,445 38,445
18 負担金補助 及び交付金	1,500	○出産育児一時金追加 18 出産育児一時金追加 1,500 1,500
22 償還金利子 及び割引料	55	○償還金 22 国庫負担金過年度返還金 55 55



## 議案第 17 号

### 令和 7 年度箱根町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度箱根町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 842 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,502,992 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 18 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		302,307	421	302,728
	10 国庫補助金	72,652	421	73,073
45 繰入金		253,097	421	253,518
	5 他会計繰入金	253,097	421	253,518
歳 入	合 計	1,502,150	842	1,502,992

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		58,109	842	58,951
	5 総務管理費	46,489	842	47,331
歳 出 合 計		1,502,150	842	1,502,992

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	302,307	421	302,728
45 繰入金	253,097	421	253,518
歳入合計	1,502,150	842	1,502,992

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 総務費	58,109	842	58,951	421	0	421	0
歳出合計	1,502,150	842	1,502,992	421	0	421	0

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	302,307	421	302,728
	10 国庫補助金	72,652	421	73,073
	25 介護保険電算システム国庫補助金	281	421	702

45	繰入金	253,097	421	253,518
	5 他会計繰入金	253,097	421	253,518
	5 一般会計繰入金	253,097	421	253,518

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 現年度分	421	介護保険電算システム国庫補助金追加 421

15 事務費繰入金	421	事務費繰入金追加 421

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5	総務費	58,109	842	58,951	421		421	
	5 総務管理費	46,489	842	47,331	421		421	
	5 一般管理費	46,489	842	47,331	421		421	

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
18 負担金補助 及び交付金	842	○一般管理費追加 842 18 神奈川県町村情報システム共同事業組合 負担金追加 842



議案第 18 号

令和 7 年度箱根町温泉特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度箱根町の温泉特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 184,500 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 18 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 事業収入		134,076	24,200	158,276
	15 申込金	13,200	24,200	37,400
20 繰越金		20,396	5,800	26,196
	5 繰越金	20,396	5,800	26,196
歳 入	合 計	154,500	30,000	184,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 基金積立金		15,028	30,000	45,028
	5 基金積立金	15,028	30,000	45,028
歳 出	合 計	154,500	30,000	184,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 事業収入	134,076	24,200	158,276
20 繰越金	20,396	5,800	26,196
歳入合計	154,500	30,000	184,500

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 基金積立金	15,028	30,000	45,028	0	0	0	30,000
歳出合計	154,500	30,000	184,500	0	0	0	30,000

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
5	事業収入	134,076	24,200	158,276
	15 申込金	13,200	24,200	37,400
	5 申込金	13,200	24,200	37,400

20	繰越金	20,396	5,800	26,196
	5 繰越金	20,396	5,800	26,196
	5 繰越金	20,396	5,800	26,196

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 申込金	24,200	申込金追加 24,200

5 前年度繰越金	5,800	前年度繰越金追加 5,800

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10	基金積立金	15,028	30,000	45,028				30,000
	5 基金積立金	15,028	30,000	45,028				30,000
	5 基金積立金	15,028	30,000	45,028				30,000

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
24 積立金	30,000	○基金積立金追加 30,000 24 温泉基金積立金追加 30,000



議案第19号

令和7年度箱根町公共下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度箱根町公共下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条本文括弧中「資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額373,418千円」を「資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額364,458千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額72,519千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額71,705千円」に、「建設改良積立金処分額41,580千円」を「建設改良積立金処分額33,434千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	1,096,462千円	8,960千円	1,105,422千円
第3項 国庫補助金	263,350千円	8,960千円	272,310千円

令和8年2月18日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

# 令和7年度箱根町公共下水道事業会計予算実施計画

## 資本的收入及び支出

### 収 入

款	項	目	既決予算額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
1	資本的收入		1,096,462	8,960	1,105,422
	1	企業債	779,300	0	779,300
		1 建設改良債	779,300	0	779,300
	2	他会計補助金	53,812	0	53,812
		1 他会計補助金	53,812	0	53,812
	3	国庫補助金	263,350	8,960	272,310
		1 国庫補助金	263,350	8,960	272,310
	(当年度分消費税及び地方消費税資本の収支調整額)		72,519	△ 814	71,705
	(過年度分損益勘定留保資金)		0	0	0
	(当年度分損益勘定留保資金)		259,319	0	259,319
	(建設改良積立金処分額)		41,580	△ 8,146	33,434
	資本の支出財源計		1,469,880	0	1,469,880

### 支 出

款	項	目	既決予算額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
1	資本の支出		1,469,880	0	1,469,880
	1	建設改良費	1,117,009	0	1,117,009
		1 管路施設建設改良費	120,774	0	120,774
		2 処理場建設改良費	106,450	0	106,450
		3 ポンプ場建設改良費	572,500	0	572,500
		4 流域下水道建設負担金	317,285	0	317,285
	2	企業債償還金	351,071	0	351,071
		1 企業債償還金	351,071	0	351,071
	3	長期貸付金	800	0	800
		1 排水設備設置等貸付金	800	0	800
	4	予備費	1,000	0	1,000
		1 予備費	1,000	0	1,000

備	考

備	考

令和7年度 箱根町公共下水道事業  
 予定キャッシュ・フロー計算書  
 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	(単位：千円)
	当年度純利益	△ 13,745
	減価償却費	701,279
	資産減耗費	10,000
	長期前受金戻入	△ 451,989
	未収金の増減	△ 164,328
	貸倒引当金の増減	419
	未払金の増減	49,051
	賞与引当金の増減	1,298
	その他流動負債の増減	△ 540
	支払利息	57,675
	小計	189,120
	支払利息	△ 57,675
	<u>業務活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>131,445</u>
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 729,404
	無形固定資産の取得による支出	△ 288,441
	国庫補助金等による収入	248,587
	一般会計からの補助金による収入	50,076
	貸付金の支出	△ 800
	<u>投資活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>△ 719,982</u>
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債の収入	779,300
	企業債償還の支出	△ 351,071
	<u>財務活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>428,229</u>
	<u>資金増加額（又は減少額）</u>	<u>△ 160,308</u>
	<u>資金期首残高</u>	<u>413,895</u>
	<u>資金期末残高</u>	<u>253,587</u>

# 令和7年度 箱根町公共下水道事業予定損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	767,197		
(2) その他営業収益	<u>164</u>	767,361	
2 営業費用			
(1) 管路施設管理費	5,983		
(2) 処理場施設管理費	389,100		
(3) ポンプ場施設管理費	107,498		
(4) 流域下水道維持管理負担金	214		
(5) 総係費	91,737		
(6) 減価償却費	701,279		
(7) 資産減耗費	10,000		
(8) その他営業費用	<u>91</u>	<u>1,305,902</u>	
営業損失			538,541
3 営業外収益			
(1) 他会計補助金	129,774		
(2) 長期前受金戻入	451,989		
(3) 雑収益	<u>753</u>	582,516	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	57,675		
(2) 雑支出	<u>45</u>	<u>57,720</u>	<u>524,796</u>
経常利益			△ 13,745
5 特別利益			
(1) その他特別利益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
当年度純利益			△ 13,745
前年度繰越利益剰余金			129,552
その他未処分利益剰余金変動額			31,834
当年度未処分利益剰余金			<u><u>147,641</u></u>

# 令和7年度 箱根町公共下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位 千円)

## 資 産 の 部

### 1 固定資産

#### (1) 有形固定資産

ア 土地		2,543,275
イ 建物	1,205,384	
減価償却累計額	<u>△ 397,735</u>	807,649
ウ 構築物	9,967,321	
減価償却累計額	<u>△ 3,309,016</u>	6,658,305
エ 機械及び装置	4,406,930	
減価償却累計額	<u>△ 2,000,858</u>	2,406,072
オ 工具器具及び備品	2,011	
減価償却累計額	<u>△ 1,217</u>	794
カ 建設仮勘定		<u>98,106</u>

有形固定資産合計 12,514,201

#### (2) 無形固定資産

ア 電話加入権		1,371
イ 建設仮勘定		2,716,078
ウ その他無形固定資産		<u>135,443</u>

無形固定資産合計 2,852,892

#### (3) 投資その他の資産

ア 長期貸付金		<u>1,600</u>
---------	--	--------------

投資その他の資産合計 1,600

固定資産合計 15,368,693

### 2 流動資産

(1) 現金預金 253,587

#### (2) 未収金

ア 営業未収金	148,472	
イ 営業外未収金	45,422	
ウ その他の未収金	0	
貸倒引当金	<u>△ 4,405</u>	189,489

流動資産合計 443,076

資産合計 15,811,769

負 債 の 部

3	固 定 負 債			
	(1) 企 業 債		<u>5,632,540</u>	
	固 定 負 債 合 計			5,632,540
4	流 動 負 債			
	(1) 企 業 債		352,901	
	(2) 未 払 金		100,334	
	(3) 引 当 金		7,930	
	(4) 預 り 金		<u>0</u>	
	流 動 負 債 合 計			461,165
5	繰 延 収 益			
	(1) 長 期 前 受 金			
	ア 国 庫 補 助 金	5,470,288		
	収 益 化 累 計 額	△ 1,852,268	3,618,020	
	イ 県 補 助 金	797,674		
	収 益 化 累 計 額	<u>△ 315,069</u>	482,605	
	ウ 他 会 計 補 助 金	3,073,888		
	収 益 化 累 計 額	△ 1,084,968	1,988,920	
	エ 受 贈 財 産 評 価 額	1,110,160		
	収 益 化 累 計 額	<u>△ 561,193</u>	548,967	
	長 期 前 受 金 合 計		<u>6,638,512</u>	
	繰 延 収 益 合 計			<u>6,638,512</u>
	負 債 合 計			<u><u>12,732,217</u></u>

資 本 の 部

6 資 本 金		727,354
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
ア 国 庫 補 助 金	13,055	
イ 県 補 助 金	594	
ウ 他 会 計 補 助 金	1,033,686	
エ 受 贈 財 産 評 価 額	<u>1,014,152</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		2,061,487
(2) 利 益 剰 余 金		
ア 減 債 積 立 金	60,000	
イ 建 設 改 良 積 立 金	83,070	
ウ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>147,641</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>290,711</u>
剰 余 金 合 計		<u>2,352,198</u>
資 本 合 計		<u>3,079,552</u>
負 債 資 本 合 計		<u>15,811,769</u>